

枚方市児童相談所設置基本計画（素案）

20251121版

【目次】

第1章 児童相談所設置基本計画の策定にあたって	1
1. 策定の目的	1
2. 上位計画との関連	1
3. 計画とSDGsの関係	2
4. 計画策定に向けた意見聴取	2
第2章 児童虐待対応等の現状等	3
1. 児童虐待対応等に関する全国的な動向	3
2. 本市における児童家庭相談支援体制	5
3. 児童虐待、相談対応等の状況	8
4. 児童相談所設置後の効果	16
第3章 本市がめざす児童相談所	19
1. 枚方市児童相談所の基本理念・基本方針	19
2. 枚方市児童相談所の機能構成	22
3. 児童相談所の運営体制	24
4. まるっとこどもセンターや関係機関・団体との連携	27
第4章 施設整備計画	30
1. 建設計画地(案)	30
2. 施設整備方針	32
3. 環境への配慮	38
4. 概算事業費	40
5. 事業手法	41
第5章 開設に向けて	42
1. 事業スケジュール	42
2. 開設に向けて今後継続して取り組むべき事項	42

第1章 児童相談所設置基本計画の策定にあたって

1. 策定の目的

近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・多様化しており、全国的に児童虐待相談対応件数が増加傾向にあることに加え、深刻な児童虐待事例も依然として発生しています。このような状況を踏まえ、本市では、令和5年9月に、子どもや保護者に緊急かつ、より専門的な対応を行えるよう、児童相談所を設置することを表明しました。これまで本市が行ってきた児童虐待予防や早期発見のための相談に加え、一時保護や措置の機能をもって、虐待予防から早期対応、子どもの自立支援に至るまで一貫して本市が担えるよう、児童相談所の設置に向けた準備を進めています。

本基本計画では、本市の児童相談所の基本的な考え方を整理し、目指すべき姿を示すとともに、施設整備の方針や開設に向けた課題等について明らかにします。

図表 1 児童相談所設置に向けた枚方市の取組

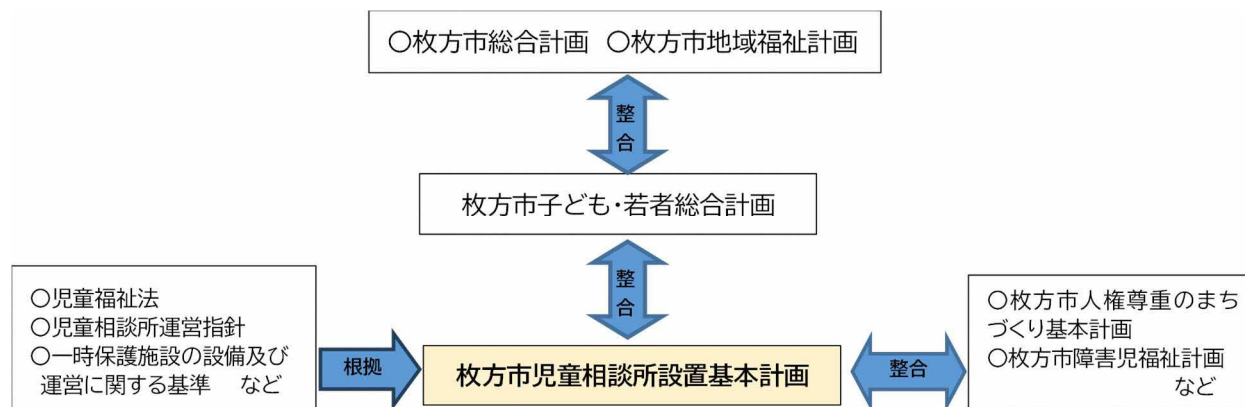
令和5年9月	児童相談所の設置を表明
令和7年2月	児童相談所基本計画の作成を表明
令和7年3月	児童相談所設置に向けたロードマップを作成

2. 上位計画との関連

本計画は、「枚方市総合計画」、「枚方市地域福祉計画」及び「枚方市子ども・若者総合計画」を上位計画として位置付けます。「枚方市子ども・若者総合計画」では、施策の推進方向として、児童相談所の設置に向けた準備とともに、社会福祉法人による児童養護施設の設置検討を進めることを掲げています。

また、児童福祉に関する各法令や国の政策とともに、「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画」等、関連する各計画とも整合を図ります。

図表 2 上位計画との関係



3. 計画と SDGs の関係

SDGs(持続可能な開発目標)が掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、第 5 次枚方市総合計画の「めざすまちの姿」で掲げている「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち」との親和性が高いことから、本市では、SDGsの各ゴールと総合計画の施策目標を紐づけて、取り組みを進めています。

本計画においては、SDGsが示す17のゴールのうち、次の9つを主なゴールとして SDGs達成に向けた取り組みを推進していきます。



4. 計画策定に向けた意見聴取

(1)子ども等からの意見聴取

10月25日 児童養護施設において小学生～高校生16人から意見を聞きました。

- ・児童相談所の職員、設備等について
- ・一時保護施設の職員の子どもへの接し方、子ども同士の関係性、遊び、ルール、学習等について
- ・どんな一時保護施設であれば良いか

(2)児童養護施設職員からの意見聴取

10月24日 児童養護施設の職員12人から意見を聞きました。

- ・児童相談所の職員、関係機関との連携等について
- ・一時保護施設の設備や支援等について

(3)禁野小学校区コミュニティ主催秋祭りにおけるアンケート 10月11日実施 160人回収 新しい児童相談所がどんなところであれば良いか(考え方、職員、施設整備について)

(4)各審議会からの意見聴取

- ・青少年問題協議会
- ・社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
- ・社会福祉審議会 子ども・子育て専門分科会

第2章 児童虐待対応等の現状等

1. 児童虐待対応等に関する全国的な動向

(1) 法改正の流れ

全ての子どもは「児童の権利に関する条約」の精神に則り、適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立を保障される権利があります。国では、子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止に向けた法の整備を行ってきました。平成16年の児童福祉法の改正では、中核市においても児童相談所の設置が可能となり、子どもや保護者への支援体制は一層強化されることとなりました。

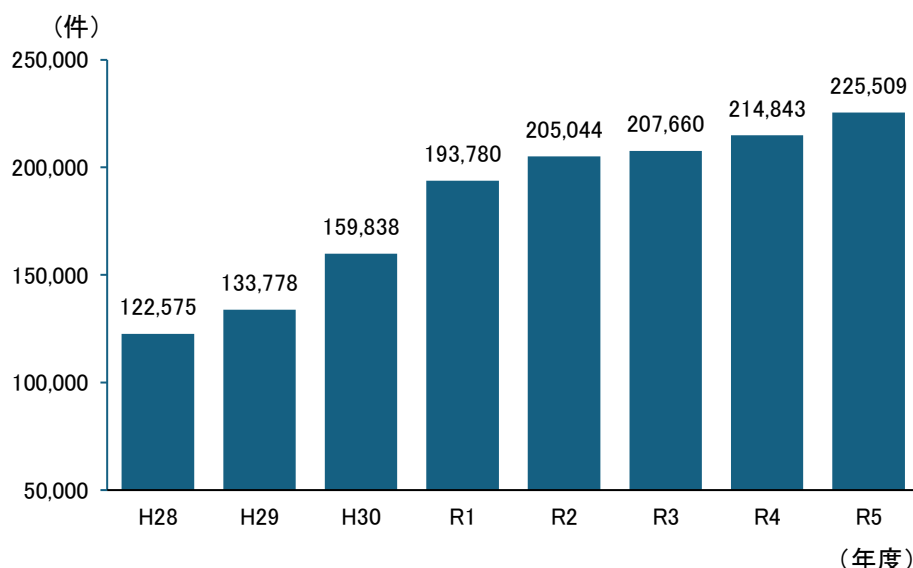
図表 3 児童福祉法改正の流れ

平成12年	児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立
平成16年	児童虐待防止法・児童福祉法の改正 ・中核市においても児童相談所の開設が可能となった ・市町村も虐待通告窓口として位置付けられた ・要保護児童対策地域協議会が法定化された
平成28年	児童福祉法の改正 ・市町村において、「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の設置が努力義務化された
令和元年	児童虐待防止法・児童福祉法の改正 ・中核市及び特別区における児童相談所設置のため、支援措置が明確に規定された
令和4年	児童福祉法の改正 ・市区町村において「こども家庭センター」の設置が努力義務化された ・児童相談所等における児童の意見聴取等の仕組みの整備が義務化された ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入が規定された

(2)児童虐待対応の全国的な状況

全国の総人口は減少傾向にあり、児童人口も減少している状況ですが、児童虐待相談対応件数は増加傾向にあります。令和 5 年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は 225,509 件で、平成 28 年度の 122,575 件から倍増している状況です。

図表 4 全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



出典：こども家庭庁HP

(3)中核市の動向

平成 16 年の児童福祉法改正により、中核市においても児童相談所の設置が可能となりました。現在、児童相談所を開設している又は設置を予定している中核市は以下の通りです。大阪府内では、豊中市が令和7年4月に児童相談所を開設しました。

図表 5 児童相談所設置済み・設置予定の中核市

設置済み		設置予定	
自治体名	開設時期	自治体名	開設予定時期
金沢市	平成18年4月	尼崎市	令和8年4月
横須賀市	平成18年4月	船橋市	令和8年7月
明石市	平成31年4月	柏市	令和8年度中
奈良市	令和4年4月	鹿児島市	令和10年4月
豊中市	令和7年4月	宮崎市	令和11年度中
高崎市	令和7年10月	東大阪市	令和12年 4 月

2. 本市における児童家庭相談支援体制

(1)「子ども家庭センター(児童相談所)」と「まるっとこどもセンター(こども家庭センター)」

本市における児童家庭相談支援体制は、大阪府が児童福祉法上の児童相談所として設置する子ども家庭センターと、児童福祉法上のこども家庭センターとして本市が設置する枚方市まるっとこどもセンターとの連携により構築されています。

児童相談所は、18歳未満の子どもの権利擁護を図り、子どもや家庭を支援するため、以下の4つの機能を有しています。

図表 6 児童相談所の機能

市町村援助機能	市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う
相談機能	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う
一時保護機能	必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する
措置機能	子ども又はその保護者を児童福祉司等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等

参考:こども家庭庁「児童相談所運営指針」

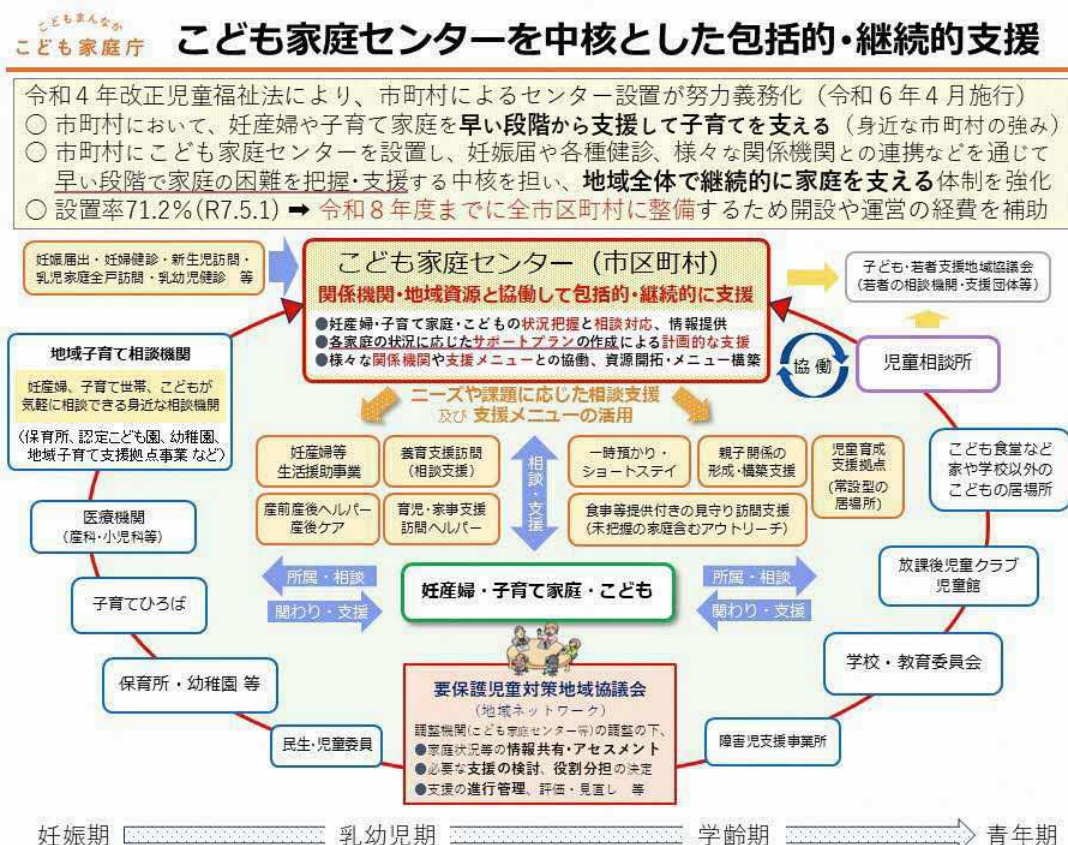
こども家庭センターは、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない相談支援を行う機能を有する機関として、令和4年6月の児童福祉法改正において、市区町村は設置に努めることが求められるようになりました。こども家庭センターは、児童相談所と緊密に連携して子どもの課題を把握するとともに、市区町村の持つ様々な資源による支援メニューにつなぐことで児童福祉の向上を図ります。

図表 7 こども家庭センターの機能

一体的支援	母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営することにより、必要な支援を、切れ目なく、もれなく提供する
母子保健機能	妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援を行う
児童福祉機能	子どもとその家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的・継続的な支援を行う

サポートプランの作成	支援の必要度が高い妊産婦・子ども及びその家庭の課題・ニーズに応えるため、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かして解決のための支援等を検討し、対象者が支援内容を理解した上で円滑な支援を受けられるような「サポートプラン」として作成する。また、「サポートプラン」に沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施する。
地域資源の開拓	子育て等さまざまな悩みについて気軽に相談できるよう、妊産婦や子ども、子育て世帯への支援を行う団体などとの連携を強化するとともに、そうした地域資源のさらなる把握に努め、複雑、多様化する家庭環境などに対応できる相談・支援体制を強化する

図表 8 こども家庭センターの概要



出典:こども家庭庁 HP

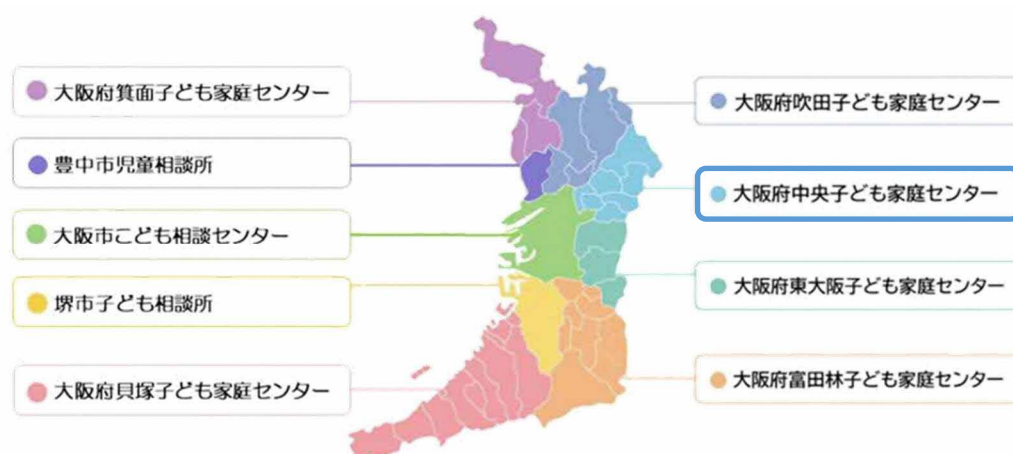
(2)本市における支援体制

①大阪府子ども家庭センター(児童相談所)

大阪府では、府内6か所に児童相談所として大阪府子ども家庭センターを設置しており、枚方市は、守口市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市とともに、寝屋川市に設置されている大阪府中央子ども家庭センターの管轄にあります。

大阪府子ども家庭センターには、一時保護施設は併設されておらず、府内3か所に設置されており、枚方市の子どもは、一時保護決定後、そのいずれかで一時保護もしくは、乳児院等に委託により一時保護されます。

図表 9 大阪府内の児童相談所(子ども家庭センター)



出典:大阪府 HP

②まるっとこどもセンター(こども家庭センター)

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法第66号)において、子育て世帯への包括的な支援体制の強化等を図るため、市区町村において、妊産婦や子ども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置が努力義務化されました。これを受け、本市では、令和6年4月に、こども家庭センターとして「まるっとこどもセンター」を設置しました。

まるっとこどもセンターでは、市民の身近な相談窓口として、妊娠から子育てに関する様々な相談を受け、多様な専門職による切れ目のない支援を提供しています。その中で、児童虐待の予防・早期発見、児童虐待の通告窓口としての機能も果たしています。また、要保護児童対策地域協議会として設置している「枚方市子どもの育ち見守り連携会議」の調整機関としての役割も担っています。

③大阪府中央子ども家庭センターとまるっとこどもセンターが担う役割

大阪府中央子ども家庭センターとまるっとこどもセンターでは、ともに児童家庭相談や虐待通告対応を行っており、緊急性の高い場合や虐待の程度が比較的重い場合は、一時保護機能や措置機能を持つ大阪府中央子ども家庭センターが対応しています。

まるっとこどもセンターでは、地域の資源を活用し、発生予防のための取組や虐待の程度が比較的重いケースに対応しており、リスクが高く、介入や保護等が必要と考えられる場合には大阪府中央子ども家庭センターにつないでいます。また、一時保護や措置解除後に家庭に戻る子どもやその家庭のサポート・見守り等を行っています。

3. 児童虐待、相談対応等の状況

(1)枚方市の人口の推移

本市における人口推移によると、総人口は減少傾向にあり、令和7年4月1日現在で 391,645 人となっており、令和元年の 401,397 人に比べ、約 2.4%減少しています。

本市の 0 歳～18 歳までの人口は、令和7年4月1日現在で 60,656 人となっており、令和元年の 67,334 人に比べ、約 9.9%減少しています。

(2)大阪府中央子ども家庭センターにおける枚方市の状況

①児童相談の状況

児童相談所では、虐待、障害、非行等、子どもの育ちに関する様々な相談を受けています。大阪府中央子ども家庭センターにおける本市の児童相談受付件数の内訳としては、虐待相談が最も多く、毎年度、全体の 4～5 割程度を占めています。

図表 10 大阪府中央子ども家庭センター(枚方市分)の児童相談受付件数

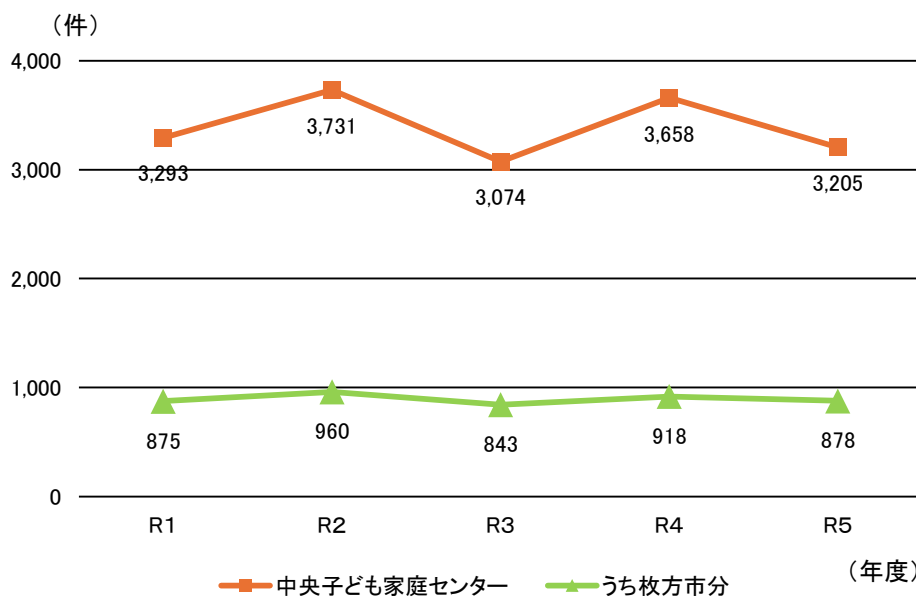
	養護		保健	障害	非行	育成	その他	計
	虐待	その他						
令和元年度	913	115	0	775	36	167	73	2,079
令和2年度	891	99	0	635	19	144	77	1,865
令和3年度	862	151	1	761	22	140	76	2,013
令和4年度	886	184	0	769	38	144	34	2,055
令和5年度	878	148	0	648	24	70	33	1,801

出典：大阪府データ

②虐待相談対応の状況

大阪府中央子ども家庭センターにおける本市の虐待相談対応件数は、令和5年度は878件となっており、令和元年度以降、大阪府中央子ども家庭センター全体の対応件数の26%程度で推移している状況です。

図表 11 大阪府中央子ども家庭センターにおける虐待相談対応件数



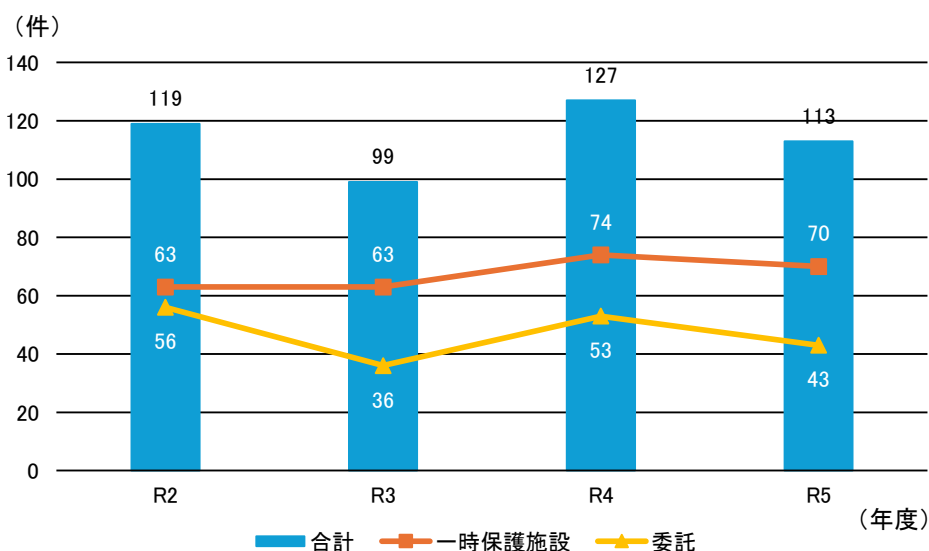
出典：大阪府データ

③一時保護件数

大阪府子ども家庭センターでは、児童福祉法第33条の規定に基づき、児童虐待のおそれがあるとき、その他内閣府令で定める場合であって、必要があると認められるときに、子どもの安全を確認し適切な保護を図った上で、子どもの心身の状況や養育環境等を把握するため、子どもを一時保護施設で一時保護、または児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、里親等への委託により、一時保護をしています。

大阪府中央子ども家庭センターが対応した本市の子どもの一時保護件数は、令和3年度が99件、令和4年度は前年度から28件増の127件、令和5年度は前年度から14件減の113件となっており、年度によって件数が増減している状況です。本市の子どもの一時保護の4割程度が委託により行われています。

図表 12 大阪府中央子ども家庭センターにおける一時保護件数(枚方市分)

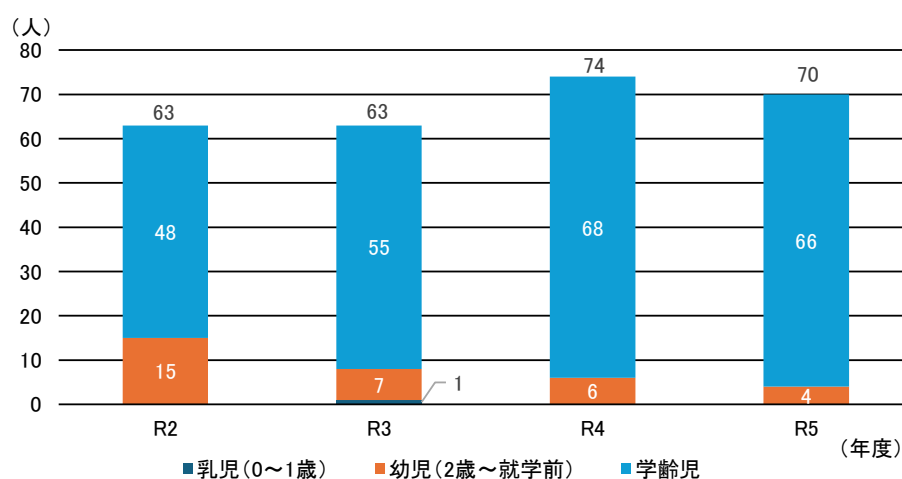


出典：大阪府データ

一時保護と一時保護委託について、年齢別でみると、乳児や幼児は委託による一時保護が多くなっています。これは、一時保護施設の体制上乳児の受け入れをしていないこと、また、一時保護ガイドラインにおいて、「乳幼児の一時保護については、愛着形成において重要な時期であることを踏まえ、家庭養育優先原則を十分に踏まえる必要がある」とされているためです。本市での一時保護においても、同様の対応が行えるよう一時保護委託先の確保が求められます。

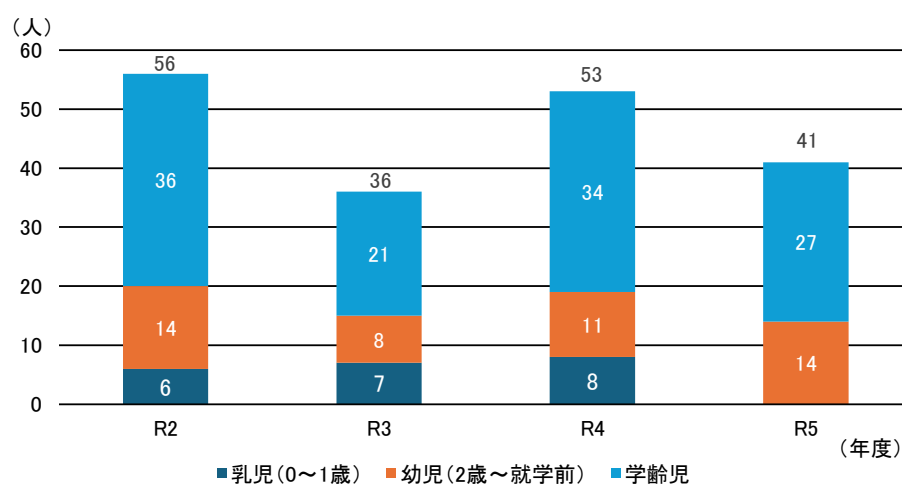
なお、大阪府の一時保護施設は、定員数の8～9割にあたる子どもが年間を通じて一時保護されています。また、令和6年度における本市の子どもの一時保護が最も多かった日は、幼児が6件、学齢児が21件となっています。このような状況を踏まえ、本市における一時保護施設の設置にあたっては、一時保護を必要とする子どもを本市の一時保護施設で受け入れられる定員とする必要があります。

図表 13 大阪府中央子ども家庭センターにおける、一時保護施設での一時保護件数(年齢別・枚方市分)



出典：大阪府データ

図表 14 大阪府中央子ども家庭センターにおける、委託による一時保護件数(年齢別・枚方市分)

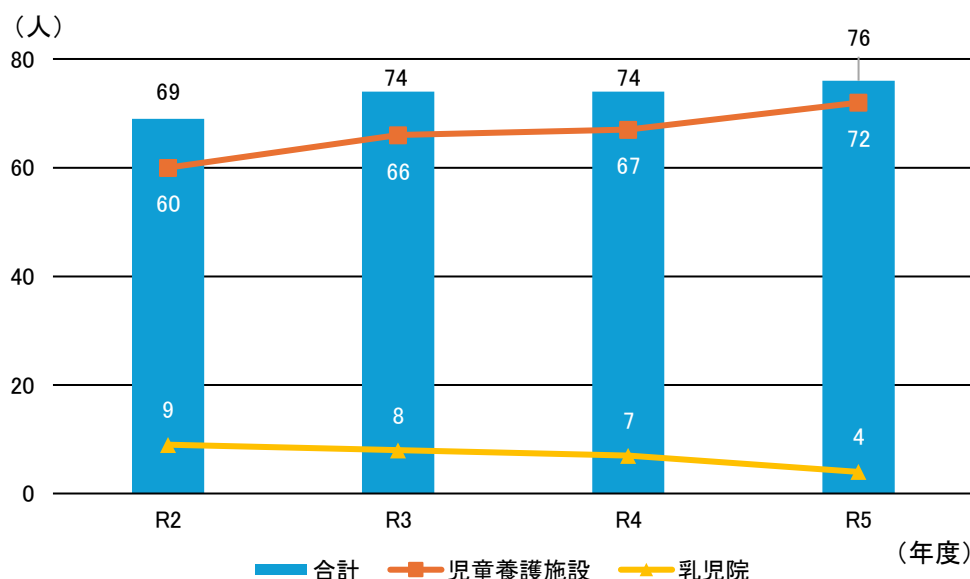


出典：大阪府データ

④乳児院・児童養護施設の在籍児童数

乳児院・児童養護施設の本市の子どもの在籍状況は、乳児院では、令和2年度の9人から毎年度減少し、令和5年度は4人となっています。また、児童養護施設では、令和2年度の60人から毎年度増加し、令和5年度は72人となっています。一時保護の長期化を防ぎ、子どもが適切な環境で生活できるようにするために、乳児院・児童養護施設等の社会的養育体制を十分に確保する必要があります。

図表 15 乳児院・児童養護施設の在籍児童数(枚方市分)



出典：大阪府データ

⑤登録里親数

里親とは、様々な事情で家庭を離れて生活しなければならない子どもを、家庭に受け入れて養育することを希望し、都道府県知事(児童相談所を設置する自治体を含む)が、深い愛情と正しい理解を持って養育する里親として認め、登録した者です。里親には、以下の4つの種類があります。

養育里親:事情があって家庭で育てられない子どもを、家庭に戻るまで、もしくは自立するまでの一定期間養育する里親

専門里親:養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもに対し、経験と専門知識を生かし、家庭で養育する里親(一定の要件と専門里親養成研修の受講が必要)

親族里親:両親が死亡、行方不明等の事情により子どもを養育できなくなったとき、祖父母や兄・姉など子どもの親族で養育する里親

養子縁組里親:親が養育できない子どもを養子縁組することを前提に養育する里親

令和6年度時点の枚方市域の登録里親数は13人で、令和 2 年度から 4 人の増加となっています。このうち被虐待児童や非行等の問題を有する児童、身体障害児や知的障害児など、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門里親の登録はなく、親族里親、養子縁組里親についてはほぼ横ばいの状況であり、子どもの家庭養護を推進するため、里親の登録数を増やしていく必要があります。

図表 16 枚方市域の登録里親数(年度末現在)

年度	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	合計
R2	6	0	0	3	9
R3	7	0	1	3	11
R4	8	0	1	2	11
R5	11	0	1	2	14
R6	10	0	1	2	13

出典：大阪府データ

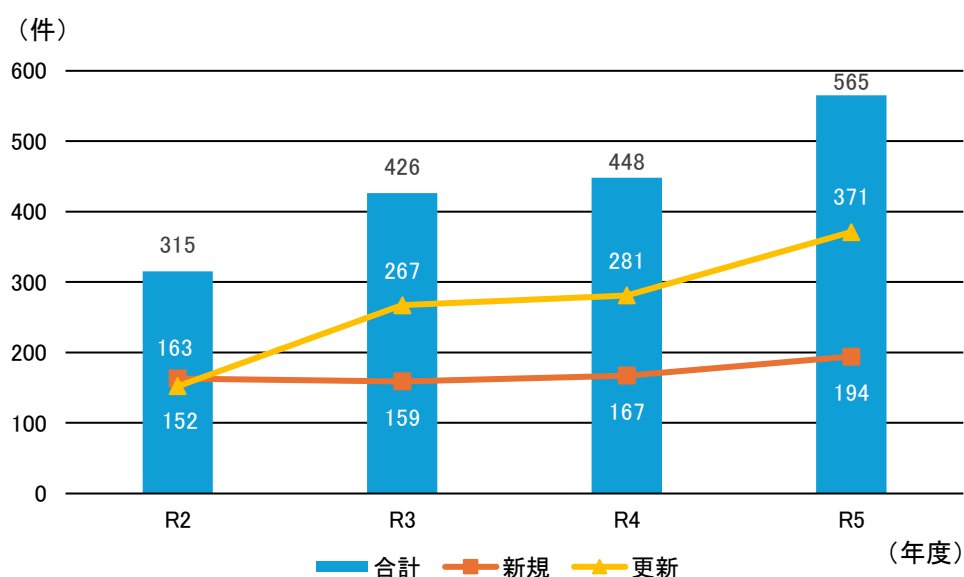
⑥療育手帳判定件数

療育手帳は、知的障害のある人への一貫した相談・支援を行うとともに、様々なサービスを受けやすくするため、昭和 48 年に定められた国の制度です。

18 歳未満の児童の療育手帳については、現在、本市の担当窓口で申請書を受理した後、本市が大阪府中央子ども家庭センターに判定を依頼し、その判定結果をもとに交付されます。大阪府中央子ども家庭センターでは、面接と心理検査が行われ、大阪府障がい者自立相談支援センターが判定結果をもとに療育手帳の交付手続きを行い、本市の担当窓口で受け取る流れになっています。本市の児童相談所の設置により、療育手帳の判定にかかる業務は大阪府から本市に移譲されます。

大阪府中央子ども家庭センターが実施した枚方市分の療育手帳の令和 5 年度の判定件数は、565 件となっており、新規・更新ともに、令和2年度から増加傾向にあります。

図表 17 大阪府中央子ども家庭センターによる療育手帳判定件数(枚方市分)



出典：大阪府データ

(3)まるっとこどもセンターにおける状況

①家庭児童相談の受付状況

まるっとこどもセンターが対応した家庭児童相談の令和4年度から令和6年度の受付件数は、1,562件から1,664件に増加しています。また、新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年度には、前年度と比較して257件増加しています。内訳としては、虐待相談が最も多く、全体の5割程度を占めています。

図表 18 まるっとこどもセンターにおける家庭児童相談の受付件数

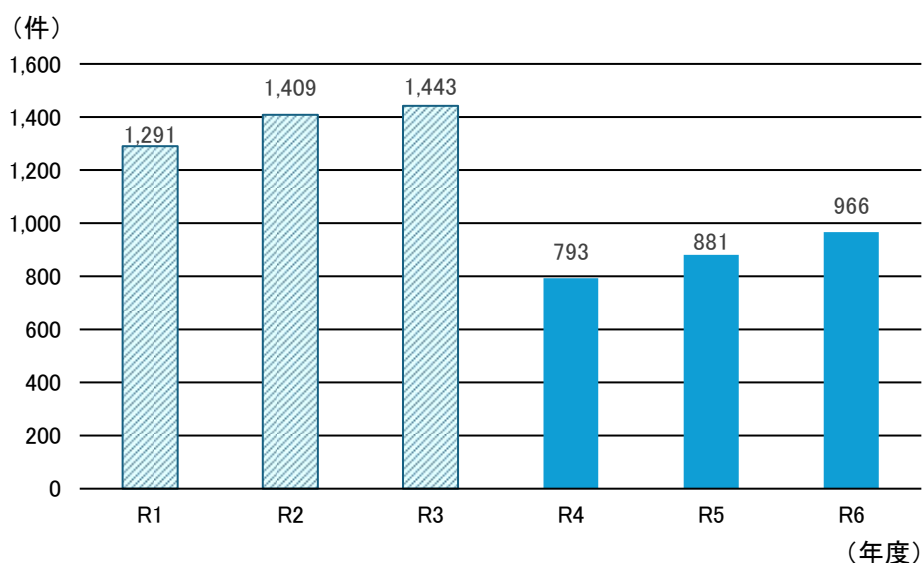
	養護		保健	障害	非行	育成	その他	計
	虐待	その他						
令和元年度	1,291	103	8	116	5	829	36	2,388
令和2年度	1,409	154	1	129	9	888	55	2,645
令和3年度	1,443	134	0	168	12	898	48	2,703
令和4年度	793	78	1	94	4	544	48	1,562
令和5年度	881	99	0	85	6	580	38	1,689
令和6年度	966	106	2	72	9	479	30	1,664

※R4年度より統計処理方法を変更したため、R1～R3年度は参考値として掲載

②児童虐待相談対応の状況

まるっとこどもセンターが対応した児童虐待相談件数は、令和4年度からみると増加傾向にあり、虐待相談に対する専門性が求められている状況です。

図表 19 まるっとこどもセンターにおける児童虐待相談対応件数



※R4年度より統計処理方法を変更したため、R1～R3年度は参考値として掲載

(4)児童虐待等への今後の取り組み

大阪府中央子ども家庭センター及びまるっとこどもセンターにおける児童虐待等の対応、相談対応件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

今後も、人口や児童数は、引き続き、緩やかな減少が続く見込みですが、相談内容は複雑・多様化している状況です。人口減少が進行する中においても、増加する虐待相談などに適切に対応するためには、子どもの権利擁護機関であり、より専門性の高い児童相談所を本市が設置することにより、さらなる支援体制の構築が必要となっています。

4. 児童相談所設置後の効果

(1)地域資源を最大限活用した支援体制の構築

市は地域に密着し地域住民の情報やニーズ、課題等を、より直接的に把握することができ多くの行政サービス、福祉サービス、子育て支援サービスをはじめ、公民を問わず、様々な地域資源(人材、施設、財源など)を持っています。

児童相談所を設置することで、支援が必要な子どもや家庭のリスクやニーズを早期に、かつ的確に把握した上で、市が持つ地域資源を最大限に活用して、迅速かつきめ細やかで一貫した支援を行うことが可能となります。

(2)児童相談所の設置による専門性・支援の質の向上

本市における児童相談受付件数は、近年大きな増加傾向は見られないものの、大阪府中央子ども家庭センターでは各年度約 2,000 件、まるっとこどもセンターでは約 1,500 件で推移しており、子どもや家庭における支援ニーズが継続的に存在している状況にあると推察されます。

市に児童相談所を設置することで、市としてより専門性の高い支援機能を持つことになり、児童相談所とまるっとこどもセンターが連携して子どもや家庭の支援を行うことで、まるっとこどもセンターとしても、より質の高い支援の提供が可能になります。

(3)切れ目のない迅速な支援体制の実現

現在、枚方市の児童相談は大阪府中央子ども家庭センターとまるっとこどもセンターが連携して対応しており、より専門的な対応が必要なケースや、一時保護、措置については大阪府中央子ども家庭センターが担っています。そのため、市として一時保護や措置が必要ではないかと考えた場合に、異なる組織であることから、情報共有や調整のために時間を要する場合があります。

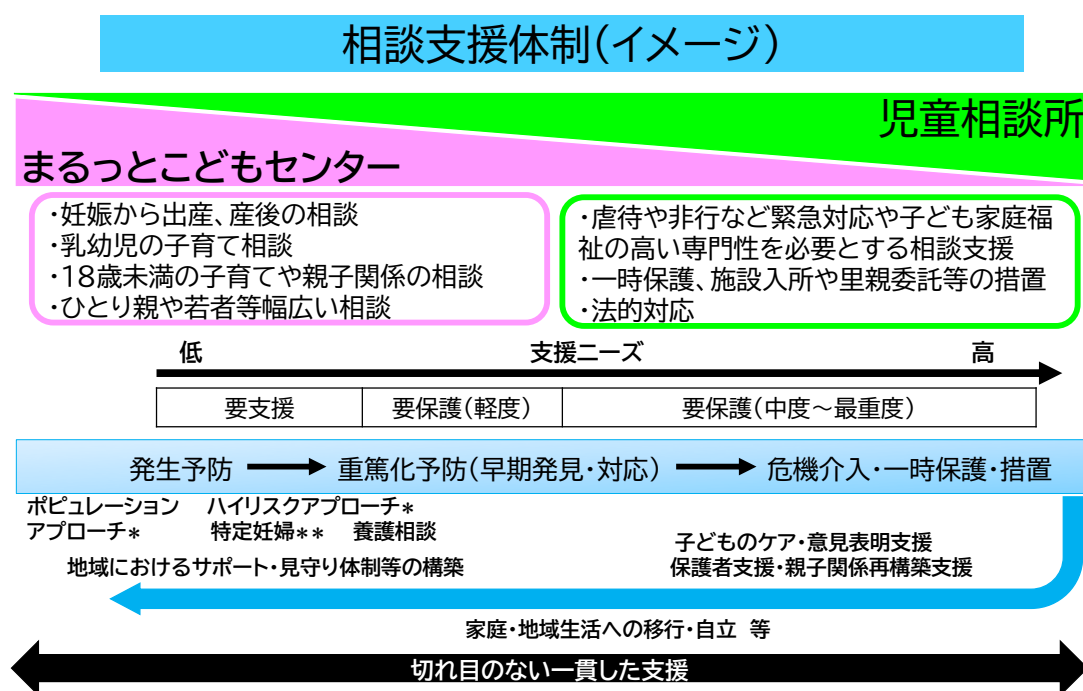
本市に児童相談所を設置することで、これまで大阪府中央子ども家庭センターとまるっとこどもセンターがそれぞれ担っていた役割を全て市が行うこととなるため、リスク予防、早期発見や対応、危機介入や一時保護、家庭復帰や自立に向けた支援を市の判断で行うことが可能となり、子どもと家庭に継続して関わる本市が必要だと考える支援を切れ目なく迅速に行うことができることになります。

(4)一時保護後や措置の子どもや家庭を支える支援の充実

本市が児童相談所を設置することにより、一時保護中に子どもの状態や養育環境を把握し、子どもと保護者の意向や意見を踏まえた上で、一時保護解除後の家庭や地域での生活におけるサポート・見守り等を、まるっとこどもセンターとの連携により行えるようになるため、さらに切れ目のない一貫した支援を行うことができるようになります。

また、児童相談所において、児童養護施設等への入所や里親委託等の措置後の保護者への支援や親子関係再構築に向けた支援等、子どもが家庭復帰できる環境を整えていく支援を充実させるとともに、地域の資源を活用しつつ、地域におけるサポートや見守り等の体制をつくっていけるよう、まるっとこどもセンターの機能もより充実させていく必要があります。また、家庭養護推進の観点から里親の登録数を増やしていく等、さらに切れ目のない、一貫した支援が行えるようにするための社会的養育体制の整備に取り組んでいく必要があります。

図表 20 本市児童相談所設置後の支援体制のイメージ



＊「ポピュレーションアプローチ」とは、ここでは、妊娠期からの切れ目のない支援につながる、子育て家庭全体を対象にした、妊娠届出面接や乳幼児健康診査等を通じた保護者と支援者の信頼関係の構築をめざしたアプローチを示します。一方、ポピュレーションアプローチで気にかかる、支援が必要なハイリスク層の親子に、家庭児童相談と連携して、保護者と一緒に支援プランを考え確実に支援を届けるアプローチを「ハイリスクアプローチ」と言います。

＊＊「特定妊婦」とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項において「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」と規定され、全国で約 8,000 人いると言われ、その数は年々増加傾向にあります。特定妊婦は、母子の医学的なリスクだけでなく、子どもを育てる環境にリスクを抱えています。具体的には、望まない妊娠やパートナーの DV、頼れる人がおらず孤独感を抱いている、深刻な経済的な問題、精神疾患やうつ病の治療歴があるなどの状況にあり、妊娠期から出産後、乳幼児健康診査の各時期において伴走した支援が必要です。個別の生活環境をふまえた支援を行うことにより援助関係が深まり、親子が支援機関につながり、保護者自身がサービスを選択できるようになります。

(5)市民の利便性の向上

まるっとこどもセンターは、妊娠から出産、子育て全般の幅広い相談ニーズに対応しています。これに加え、新たに児童相談所が身近な市内に設置されることで、相談内容に応じた、より相談しやすい環境が整い、利用者の選択肢が広がり、必要な支援にアクセスしやすくなるなど利便性の向上につながります。

第3章 本市がめざす児童相談所

1. 枚方市児童相談所の基本理念・基本方針

(1)基本理念

基本理念：「子ども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方」

令和7年3月に、子ども・若者、子育て施策を総合的かつ強力に推し進め、さらなる施策の充実を図るため、「枚方市子ども・若者総合計画」を策定しました。この計画はこども基本法に基づく市町村こども計画として、「子どもを守る条例」の理念を踏まえ、策定しました。

児童相談所の取り組みは、一時保護や措置権限により、速やかな安全確保や支援を行い、子ども・若者の心身の健やかな成長を保障していること、加えて、本計画は「枚方市子ども・若者総合計画」を上位計画として位置付けていることから、「枚方市子ども・若者総合計画」の基本理念である「子ども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方」を本計画の基本理念とします。

また、児童相談所の設置は、「子どもを守る条例」が目指す、次世代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもを一人の人間として尊重し、すべての子どもの権利や自由が最大限尊重される社会を実現するための取り組みの一つであることから、条例第3条にある、市における子ども・子育て支援に関する以下の基本理念も踏まえながら、児童相談所の取り組みを進めます。

①一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮すること

子どもの生活や成長にさまざまな影響を及ぼす養育環境や養育上の課題が深刻化する中、子どもを保護の対象としてとらえるだけでなく、権利の主体である子どもの意見・意向を踏まえた「最善の利益」を第一に考慮します。

児童相談所として、児童の権利に関する条約に定められた、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、意見表明権等を保障する取り組みを進めます。

- 妊娠期から青年期まで切れ目なく支援する「まるっとこどもセンター」と連携し、子どもの安全と、子どもの最善の利益を第一に考慮し、支援方法・内容を検討する。
- 子どもの意見・意向を踏まえたパーマネンシー保障[※]と、子どもの自立に向けた支援に取り組む。

※パーマネンシー保障とは

パーマネンシーとは、「永久性、普遍性、永続的なものや人」という意味をもつ言葉です。「子どもの育ちを社会全体で支える」という理念のもと、様々な事情により家庭で暮らすことができない子どもを、公的な責任で保護・養育することを「社会

的養護」と言います。社会的養護において、パーマネンシーは養育者や生活環境の継続性、永続性という意味で使われ、子どもに安定的な養育を保障する「パーマネンシー保障」という考え方が重要になってきています。具体的にここでは、子どもが大切にしたい「つながり」を尊重し、「心理的親」のもとで施設や里親を転々と変わることなく、永続的な養育環境を保障することを示します。

②一人ひとりの子どもの主体的に生きる力を育むこと

子どもは、社会の中で、自分を受け入れられ認められることで、自己肯定感を高め、豊かな感受性や夢を持って表現し、自ら考え判断する力、豊かな人間性、健康及び体力を備えた生きる力、個性や創造性を発揮する力を含む、主体的に生きる力を育むことができます。

児童相談所は、様々な課題を抱える子どもが発するサインをいち早くキャッチし、子どもの気持ちや意見を聴き、ニーズに合った支援は何かについて子どもとともに考え、実行します。

- 子ども一人ひとりの気持ちや意見に寄り添った、きめ細やかな支援を行う。
- 多様な関係機関や関係者が一体となって、子どもが主体的に生きる力を育む環境づくりに取り組む。

③一人ひとりの子どもに寄り添い、子どもを育てる家庭全体を支援すること

社会状況の変化に伴い、保護者の子育てに伴う負担や不安、孤立感が高まっており、また、共働き家庭の増加や就労形態が多様化しています。

児童相談所は、多様な家族形態を尊重し保護者の気持ちや意見を理解し、子育てに喜びを感じることができるよう、保護者のニーズに合った支援は何かを保護者とともに考え、支援します。

- 子どもにとって永続的な家族関係(実父母や親族等)を基盤とした育ちの場を重視する。
- 医療・保健・福祉・教育など多分野の関係者・関係機関と相互に連携・協力する。
- 保護者の状況やニーズに応じた養育支援体制を構築する。

(2)基本方針

基本方針:すべての子ども・若者の人権・最善の利益の尊重

本市児童相談所の基本方針は、児童相談所等の設置に向けた取り組みについて掲げている「枚方市子ども・若者総合計画」の施策目標である「すべての子ども・若者の人権・最善の利益の尊重」とし、子どもを守る条例第4条にある、市における子ども・子育て支援に関する以下の基本方針も踏まえながら、児童相談所設置に向けた取り組みを進めます。

①医療、保健、福祉及び教育の各分野に携わる者が連携し、総合的な支援をすること

児童相談所は、支援を必要とする子ども・若者及びその保護者が地域で孤立しないよう、庁内の関係部署である医療、保健、福祉及び教育の各分野と十分に連携して必要な支援を確実に届けられる相談支援体制を整えます。

②乳幼児期から青年期に至るまでの間において継続的な支援をすること

児童相談所は、妊娠期から、乳幼児期、学齢期、青年期まで切れ目なく支援する「まるっとこどもセンター」と情報を共有し、子どもの成長段階において子どもと保護者のニーズに応じ、連続性のあるきめ細やかな支援を行います。

特に、親子関係再構築支援において、効果的に一時保護機能や措置機能を活用し、子どもの気持ちや意見を尊重した上で、できるだけ早期にパーマネンシー保障を実現します。

③保護者、地域住民、学校園等及び事業者が一体となって重層的な支援をすること

児童相談所は、子どもの養育に課題を抱える保護者と、一緒に解決しようというスタンスで取り組みます。また、保護者の同意を得た上で、保護者の生活に近い場で直接、間接の支援を行うことができる地域住民、学校園等や、民間団体・事業者とともに、子どもを中心とした家族全体の支援について連携・協働を重ね、一体となった重層的な支援を目指します。

2. 枚方市児童相談所の機能構成

(1)設置機能

本市の児童相談所には、一時保護施設を併設します。

図表 21 枚方市児童相談所の設置機能

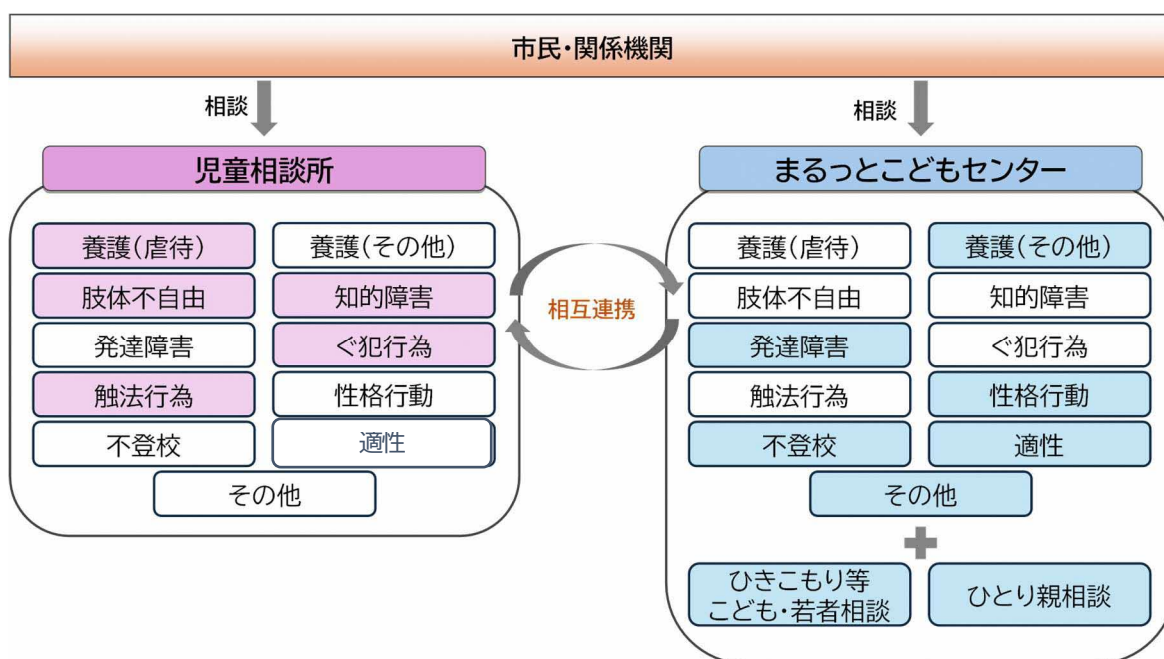
設置機能	主な内容
相談機能	18 歳未満の子どもと家庭に関する相談に応じ、指導や援助を行います。虐待対応や子育ての悩み、非行、発達など幅広い相談を受け付けます。
一時保護機能	虐待のおそれや非行などの状況にある子どもを一時的に保護し、子どもの安全を迅速に確保するとともに、子どもの心身の状況、その置かれている環境、その他の状況等を把握します。

(2)相談機能

妊産婦や子育て世帯及び子ども等を取り巻く環境は複雑化し、抱える課題も多様化しています。相談機能では、虐待や子育ての悩み、非行、発達など、18 歳未満の子どもと家庭に関する幅広い相談に応じ、指導や援助を行います。

相談受付にあたっては、子どもに関する相談内容やリスク・ニーズについて、まるっとこどもセンターと相互に連携しながら対応にあたります。相談内容に応じて児童相談所とまるっとこどもセンターが役割分担し、特にリスクの高いケースを児童相談所が担います。

図表 22 児童相談所の相談機能が担う領域



(3)一時保護機能

児童相談所には、虐待のおそれや非行などの状況にある子どもを一時的に保護し、子どもの安全を迅速に確保するとともに、子どもの心身の状況、その置かれている環境、その他の状況等を把握するため、一時保護施設を併設します。

①定員数等

一時保護施設の定員の算定は、一時保護の要否判断(満床のため一時保護できない等)に影響されずに本市の一時保護を必要とする子どもを一時保護施設で受け入れられる定員とするため、令和 6 年度における大阪府中央子ども家庭センターの一時保護件数(枚方市分)の1日の最大人数を踏まえ、30 人(学齡児 24 人、幼児6人)とします。なお、一時保護施設は 2 歳から 18 歳までの子どもを対象とし、0～1 歳の乳児については乳児院または里親に一時保護を委託します。

②生活空間

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえつつ、子どもにとって安全・安心と尊厳を守りながら、できるだけ家庭的で温かみのある施設となるよう留意します。居室は個室を基本とし、居室およびリビングや浴室等を一体的に構成したユニット制を採用します。また、生活する子どもの性別やジェンダーアイデンティティへの配慮、きょうだいの入所や一時的な保護児童数の増加等に対応できるよう、諸室構成を検討します。

③教育・学習支援

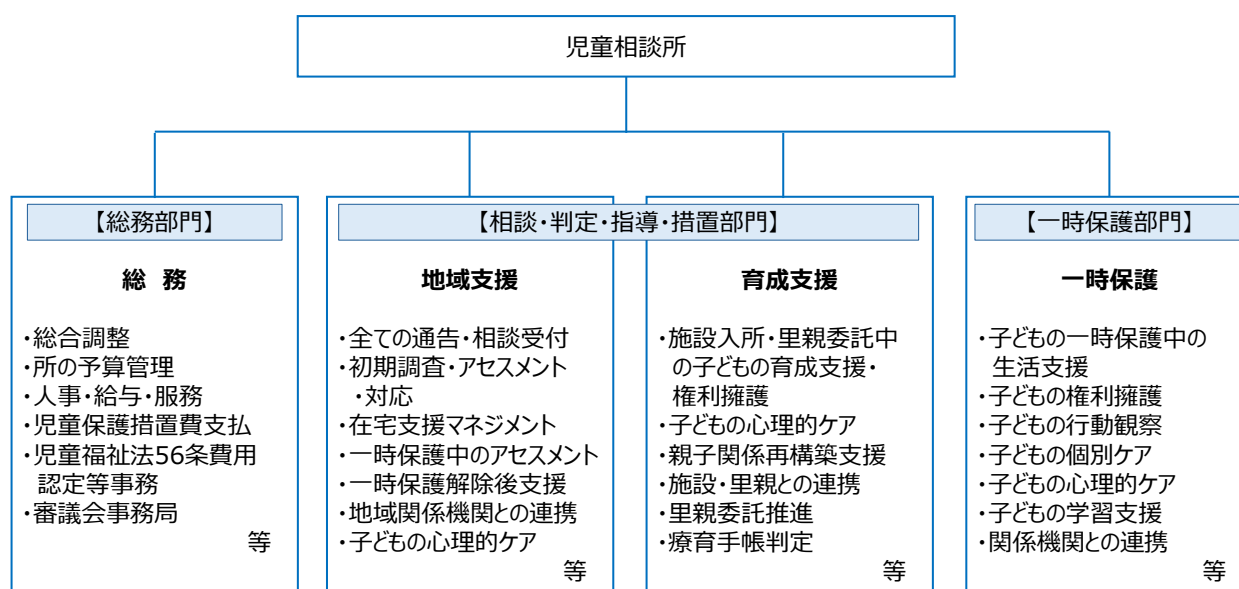
一時保護施設で生活する子どもが学校に在籍している場合、原則として在籍校に通学できるように登校支援を行います。不登校等、様々な事情で通学ができない場合であっても、一時保護施設内で適切な学習支援が受けられるよう、環境を整備するなど、通学の有無に関わらず、一時保護中の全ての子どもの学べる機会を確保します。

3. 児童相談所の運営体制

(1) 児童相談所の組織体系

本市の児童相談所の組織は、児童相談所運営指針を踏まえ、以下のとおり、総務、地域支援、育成支援、一時保護の各部門で構成します。

図表 23 児童相談所の組織体制



(参考) 児童相談所運営指針

第2章 児童相談所の組織と職員

第1節 組織の標準

2. 組織構成

(1) 児童相談所の組織については、総務部門、相談・判定・指導・措置部門、一時保護部門の3部門をもつことを標準とする。

(2) 組織規模が過大になる等の理由により、相談・判定・指導・措置部門を細分化する必要がある場合には、業務の流れ及び職種等を考慮し、区分する。標準的には次のような組織となると考えられる。

A級(総務部門、相談・指導部門、判定・指導部門、措置部門、一時保護部門)

B級(総務部門、相談・措置部門、判定・指導部門、一時保護部門)

(2) 職員体制

① 職員数

児童相談所及び一時保護施設の職員数については、児童福祉法及び児童相談所運営指針、一時保護施設の設備及び運営に関する基準、その他関係法令等に定められている基準等を満たすものとし、夜間休日や児童相談所虐待対応ダイヤル(＃189)等への対応についても迅速かつ円滑に行える体制を確保します。

なお、本市の児童相談所に必要な職種及び職員数は、次表のとおり想定しています。

図表 24 児童相談所(総務、地域支援、育成支援部門)の職種別職員数

職種	主な業務内容等	人数
所長	児童相談所の (1)所長として法に定められている権限の行使 (2)児童福祉法第32条等により市長から委任された権限の行使 (3)各部門の業務の統括 (4)児童相談所を代表しての対外活動	1人
児童福祉司 (スーパーバイザー含)	(1)子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じる こと (2)必要な調査、社会診断を行うこと (3)子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと (4)子ども、保護者等の関係調整を行うこと (5)(里親養育支援担当)里親に関する普及啓発、里親について 相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助	37人程度
児童心理司 (スーパーバイザー含)	(1)子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察 等によって子ども、保護者等に対し心理診断を行うこと (2)子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助 言指導等の指導を行うこと	17人程度
医師	児童精神科医 (1)診察、医学的検査等による子どもの診断(虐待が子どもの 心身に及ぼした影響に関する医学的判断) (2)子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導 (3)児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への 必要な指導 (4)医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整 小児科医 (1)診察、医学的検査等による子どもの診断 (2)子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導 (3)一時保護している子どもの健康管理	2人程度
保健師	(1)公衆衛生及び予防医学的知識の普及 (2)障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在 宅支援 (3)子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一 時保護している子どもの健康管理 (4)まるっとこどもセンターや医療機関との情報交換や連絡 調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援	1人以上

弁護士	児童福祉法第28条に基づく措置、親権喪失又は停止の審判や第33条第5項の引き続いての一時保護の承認の申立て等の手続や、法的知識を前提に当該措置等について保護者に説明を行うとともに、児童相談所の運営全般において法的知識を要する業務を行うこと	1人以上
事務職員	児童相談所における庶務全般 ※法的対応事務員含む	5人程度
その他職員	安全確認等対応職員、事務処理対応職員、移送等対応職員、相談員、電話相談員 等	14人程度
合計(児童相談所)		78人程度

②一時保護施設における職員配置

一時保護施設に入所する子どもたちは、それぞれ異なる状況にあり、家庭や地域から離れることで精神的に不安定になったり、落ち着かない様子を見せたりする場合があります。そのため、子ども一人ひとりに寄り添い、その背景や状況を十分に考慮し、昼夜を問わず、子どもの安全と安心を守り、個々のニーズに応じた専門的な支援が行える職員体制を整えることが求められています。

このため、一時保護施設に配置する児童指導員や保育士については、夜間の勤務体制を含め、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に定められた最低基準を満たします。さらに、子どもたちの日々の生活リズムを踏まえ、朝夕の時間帯には職員を手厚く配置し、子どもの状態に応じてきめ細やかな個別対応ができるよう、交代制シフトを導入します。加えて、職員が会議や研修に参加したり、休暇や休業を取得したりすることも考慮し、十分な職員数を確保するとともに、職員数に応じた指導・教育担当職員を配置します。

図表 25 一時保護施設(一時保護部門)の職種別職員数

職種	主な業務内容等	人数
管理者	一時保護施設の長	1人
指導教育担当職員	一時保護部門の職員に対する指導及び教育(スーパービジョン)を行うこと	2人
児童指導員	(1)一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般に関すること (2)児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導を行うこと	20人程度
保育士	同上	6人程度
心理療法担当職員	子ども、保護者等に対し、心理療法、カウンセリング等の指導を行うこと	3人程度
個別対応職員	虐待、非行等様々な問題を抱えている子どもが多数入所する一時保護施設において、子どもに対する個別指導等を実施するこ	2人程度

	と	
医師	一時保護している子どもの健康管理(児童相談所と兼務)	—
看護師	(1)一時保護している子どもの健康管理(医療情報の集約・健康観察・感染症対策・配薬・健康教育を含む) (2)精神科医及び小児科医の診察補助、受診時の付き添いと報告	1人程度
管理栄養士	(1)子どもへの栄養指導(食育) (2)栄養管理及び衛生管理(アレルギー食の対応を含む) (3)一時保護している子どもの給食の献立の作成(食材の発注・調理業者との調整を含む)	1人程度
調理師	一時保護している子どもの給食業務(外部委託を予定)	—
事務職員	一時保護施設における庶務全般	1人程度
その他職員	学習支援、障害等援助、トラブル対応、専門的ケア対応、一時保護対応、夜間対応 等にかかる職員	10人程度
合計(一時保護施設)		47人程度

4. まるっとこどもセンターや関係機関・団体との連携

(1) まるっとこどもセンターと連携した支援体制と役割分担

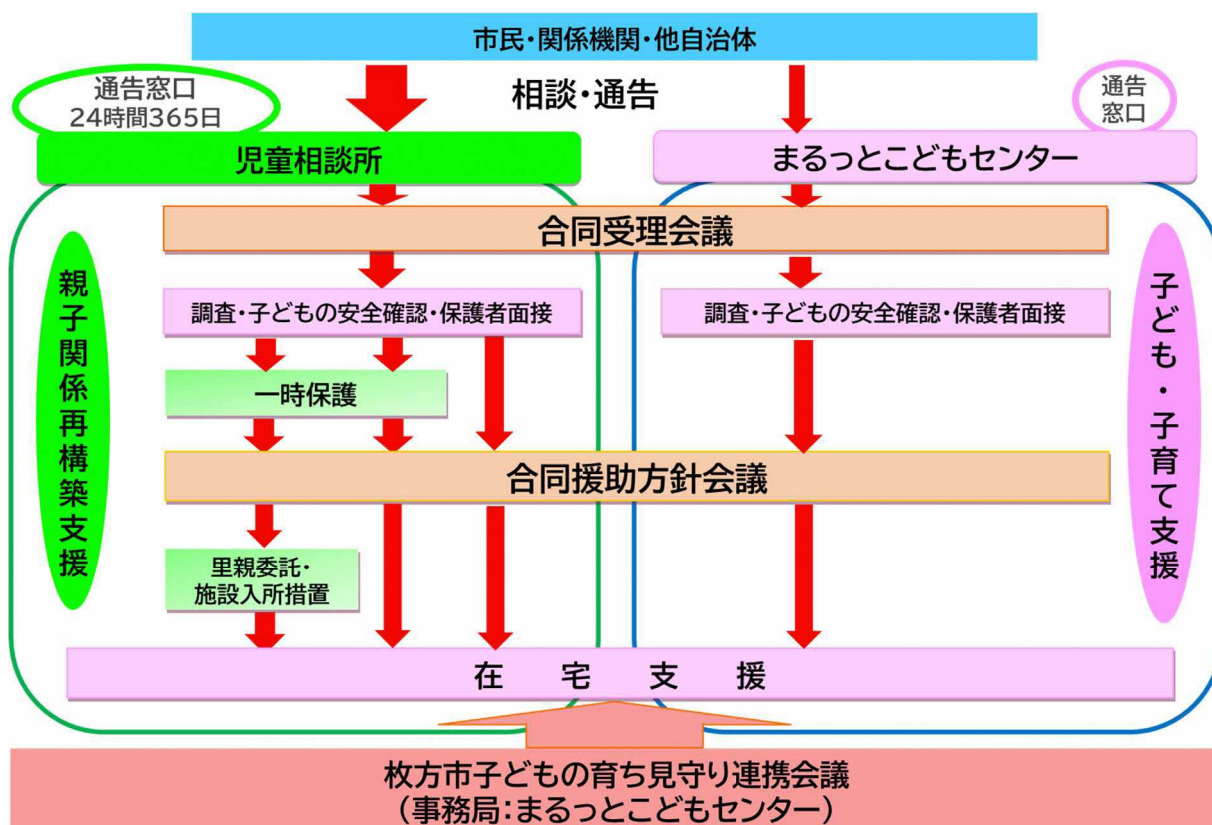
児童相談所の設置にあたっては、児童福祉法上のこども家庭センターである、まるっとこどもセンターと連携した支援体制を構築します。

児童相談所は、子ども本人や保護者等からの相談を受け付け、親子関係の調整や子育ての課題についてともに考え、解決に向けてより専門的な支援を行うとともに、療育手帳の判定を含む障害相談に対応します。また、虐待相談や養育困難の相談、非行相談に至るような深刻な状況にあるなど、さまざまな事情により家庭で養育することができない場合には、一時保護や、里親委託・施設入所等の措置を行い、緊急かつ適切な支援を行います。

まるっとこどもセンターでは、妊娠、出産から子育てを切れ目なく包括的に支援するため、母子保健と児童福祉の支援を一体化し、すべての子どもや保護者の子育てを支援しており、乳幼児健康診査や発達相談、家庭児童相談による親子関係や子どもとの接し方の相談に継続して応じるとともに、ひとり親家庭や若者を含め幅広い相談に応じます。また、こうしたさまざまな経路からニーズを把握できる特徴をいかし、より早期の段階から必要な支援を届け、虐待の発生予防、重篤化防止に取り組めます。

このようなまるっとこどもセンターと、一時保護などの緊急時の迅速な対応やより専門的な支援を行う児童相談所の双方が一体的な支援体制を構築し、支援を必要とする子育て家庭の情報を共有するとともに、共同で策定した援助方針に基づき、それぞれの役割を明確にして対応します。

図表 26 児童相談所とまるっとこどもセンターの機能連携イメージ



(2)まるっとこどもセンターの場所

妊産婦や子育て世帯及び子ども等を取り巻く環境は複雑化し、抱える課題も多様化しています。深刻な問題を抱えるケースもあれば、ちょっとした不安や悩みを抱えるケースもあります。

児童相談所は、児童福祉法に基づき、児童虐待への対応、養護相談、非行相談、障害相談など、より専門的かつ危機介入的な業務も担っており、「緊急対応」「虐待対応」といったイメージを持たれ相談をためらう保護者や子どもも少なからず存在するのではないかと考えています。

一方、まるっとこどもセンターは、より地域に密着した子育てに関する幅広い相談に対応する「ワンストップ相談窓口」として、枚方市駅直結でより多くの市民がアクセスしやすい場所に設置しています。

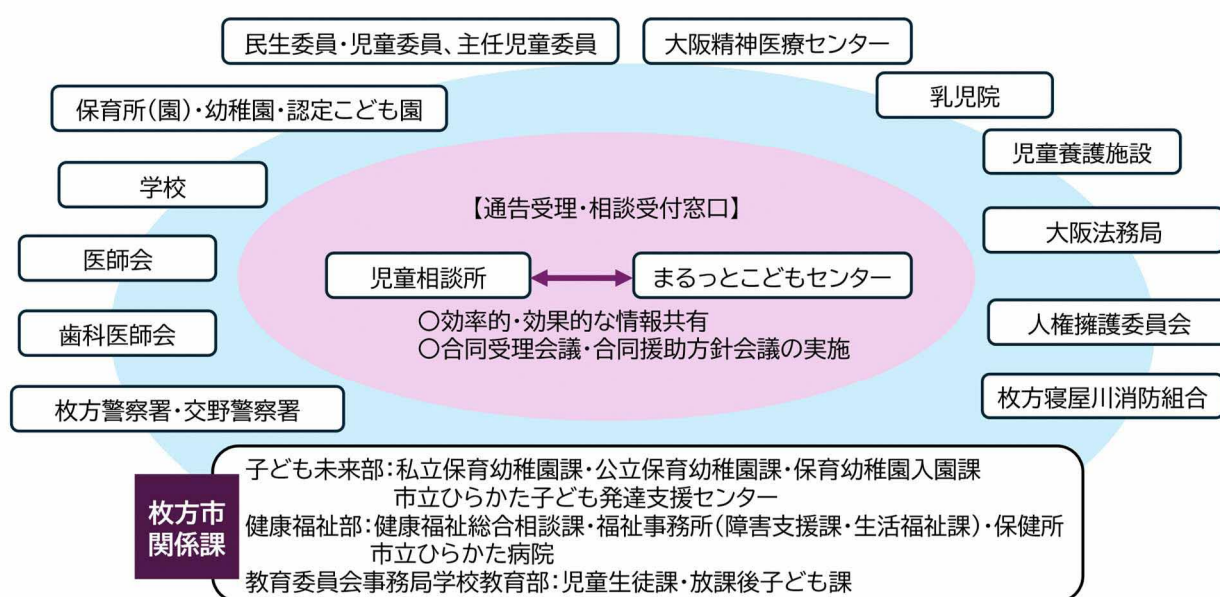
本市では、児童相談所は非行相談、療育手帳判定等の障害相談など、児童福祉の専門機関として支援を担当するとともに、まるっとこどもセンターは「気軽に相談できる場所」として潜在的な支援ニーズを早期に発見することを通して、適切な支援へとつなげていくなど、両機関の役割や場所は異なるものの、それぞれの機関が独自の強みを持ちながら、密接に連携し対応を行っていきます。

(3) 児童相談所・まるっとこどもセンターと関係機関・団体の連携

本市では、要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童及びその保護者、特定妊婦への支援を適切に行うため、関係機関・団体や関係者が情報共有し支援方針を検討する、児童福祉法上の要保護児童対策地域協議会である「枚方市子どもの育ち見守り連携会議」を設置しています。

児童相談所の設置後は、本市が、大阪府中央子ども家庭センターが支援してきた子どもを引き継ぎ、同子どもの育ち見守り連携会議を構成する関係機関・団体等と連携して支援します。

図表 27 児童相談所・まるっとこどもセンターと関係機関・団体の連携体制



また、本市では、障害児及び健診等でフォローが必要とされた児童等とその家族が抱える様々な問題に対応し、早期解決を図るとともに、障害児等が生き生きと生活できる環境づくりを推進することを目的として、福祉・保健・教育を担当する機関が連携し、効果的に施策の推進を図る、「枚方市障害児等関係機関連絡会議」を設置しています。

児童相談所設置後、大阪府から療育手帳の判定業務を引き継ぐことにより、子どもの心理検査や保護者との面接において養育状況やニーズを丁寧に把握し、関係機関と連携して支援を進めます。

第4章 施設整備計画

1. 建設計画地（案）

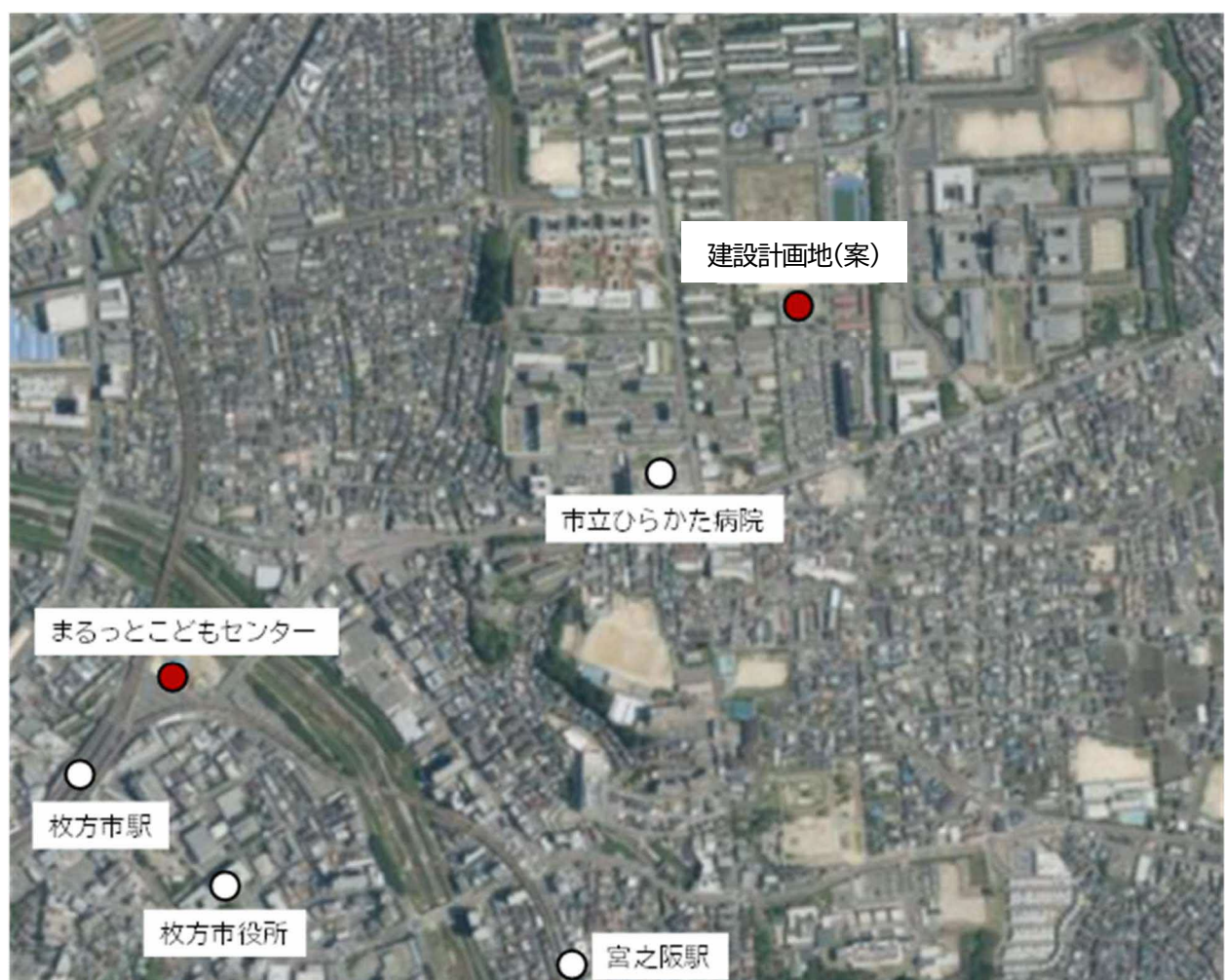
(1) 建設計画地(案)の概要

建設計画地は、「旧中宮北小学校跡地」です。

市の中心部に位置しており、バス路線が多く、施設利用者にとって交通利便性の高い場所であるとともに、まるっとこどもセンターや警察等の関係機関との連携が取りやすい環境にあります。

また、ひらかた病院や保健所とも近接しており、医療面での緊密な連携が可能です。

図表 28 建設計画地(案)の位置



出典:国土地理院

図表 29 旧中宮北小学校跡地の建設計画地(案)



(2)敷地条件

建設計画地(案)の敷地条件は以下の通りです。

図表 30 建設計画地(案)の敷地条件

所 在 地	中宮北町4-1の一部
敷 地 面 積	約 4,000 m ²
用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域
容 積 率 ・ 建 蔽 率	容積率 200%・建蔽率60%
洪 水 浸 水 想 定	無

2. 施設整備方針

(1)整備方針

児童相談所の基本理念・基本方針を実現する施設とするため、以下を施設の整備方針として施設計画を行います。

①子どもの安全・安心への配慮

一時保護された子ども(概ね2歳から18歳未満)が、安心して生活できる環境を整備します。子どもの安全とプライバシーに配慮した建物構成とし、年齢や性別により居室ゾーンを分け、ユニット化するとともに個室を基本とすることでプライベート空間を確保するなど、子どもが快適に過ごせる環境となるように留意します。

一時保護施設の出入口は、一般の来訪者とは別の場所に設ける等、子どものプライバシーに配慮した配置とします。

②来所者への配慮

来所者が安心して来訪、相談できる施設となるよう、相談室や待合スペース等は来所者のプライバシーに最大限配慮した配置とします。

③職員の働きやすさ

職員同士の連携がとりやすく、安心して働けるよう、執務室の配置を工夫するとともに、打合せスペースや休憩室の職員向けの諸室を検討します。また、まるっとこどもセンターとの情報共有やリモート会議の実施をはじめ、業務の効率化や円滑な連携を推進するためのICTの活用を進めます。

④周辺環境との調和

周囲を見下ろさない2階建てにするなど、利用者や子どもと近隣住民双方に対するプライバシーへの配慮をはじめ、周辺の環境、景観に配慮した施設とします。また、屋外遊び場スペースは地域の親子が立ち寄りやすく、かつ安全に利用できるよう周辺道路との距離や動線に配慮して計画します。

(2)機能・エリアの構成

児童相談所は、相談部門の「管理エリア」「相談エリア」「専門的ケアエリア」と一時保護施設の「一時保護エリア」で構成します。

来所者が訪れやすく、かつ来所者や一時保護中の子どものプライバシーが確保されるよう、施設の入口にエントランスを設け、受付と待合スペースを設置することで、各エリアには来所者と職員が一緒に入る運用ができるよう計画します。また、各エリアの機能や諸室の特性を考慮して、エリア配置とエリア間・エリア内の動線を計画します。

図表 31 各エリアの概要

エリア名	概要
管理エリア	✓ 相談部門の職員の事務室や、会議室、職員用のトイレ、更衣室、休憩室、倉庫等で構成します。 ✓ 事務室は、情報管理の観点から外部から見えないづくりとします。 ✓ 会議室の一部は、関係機関との会議や研修等での利用も想定し、外部からのアクセスに配慮します。
相談エリア	✓ 来所者の相談を受けたり、面接を行う相談室で構成するエリアです。 ✓ 相談エリアは自由に立ち入れないような設えとし、来所者が安心して相談できるようにします。
専門的ケアエリア	✓ 療育手帳の判定等を行う心理検査室やプレイルーム、医務室等で構成するエリアです。 ✓ 相談エリアと同様に、自由に立ち入れない設えとします。
一時保護エリア	✓ 一時保護された子どもが生活するエリアです。 ✓ 子どもの居住スペースは、居室やリビング、トイレ、浴室等で構成する「ユニット」型にします。 ✓ 子どもの日中活動で利用する学習室や多目的室、屋内運動場などの「日中活動ゾーン」、集団での生活が難しい子どもや体調不良時に利用する居室のある「個別対応ゾーン」を整備します。 ✓ 一時保護エリアには、一時保護施設の職員が利用する事務室や更衣室、厨房等の「管理諸室」を配置します。

(3)所要室の構成

本施設の主な所要室は以下の通りです。

なお、所要室は国が定める基準や先行自治体の事例を参考にした現時点の想定であり、基本設計・実施設計を進める中で変更になる可能性があります。

図表 32 所要室リスト

■相談部門(管理エリア・相談エリア・専門的ケアエリア)

室名	用途等	室数
管理 エ リ ア	事務室 所長室 ファイル室	1～3
	会議室(小)	2
	会議室(中)	1
	会議室(大)	1
	給湯室	1

	職員更衣室		3
	倉庫		適所
	職員休憩室	閉庁から翌開庁時間までの間の当直にも利用。	3
	警備員室	24 時間の有人警備用。	1
	清掃スタッフ控室	清掃スタッフの休憩室。	1
相談エリア	相談室 1～10	利用中を知らせるランプ、緊急事態用のブザー等の設備を設置。 一部の相談室は、2方向の出入口を設置。	10
専門的ケアエリア	乳幼児用プレイルーム・観察室	乳幼児と保護者、職員が座って、乳幼児が遊ぶ様子を観察しながら話ができる、靴を脱いで入るプレイルーム。 親子関係構築を支援するため、親子が遊ぶ様子を観察しながら、支援する観察室が隣接している。	1
	学童用プレイルーム	卓球など軽い運動ができる面積があり、ゲームや楽器演奏等ができる設備がある。	1
	親子訓練室	親子関係再構築を支援するための部屋。家庭での生活を想定し、親の養育スキル習得、子どもの行動の振り返りを支援するため、親子が食事等ができるスペース、WC、洗面、浴室を設置。青少年の自立訓練室を兼ねる。	1
	親子の遊びのスペース	親子が楽しく遊べる遊具があり、分離後の親子の交流などを含め親子関係構築のために利用。	1
	心理検査室1～5	児童心理司等が乳幼児の発達状況、療育手帳判定、子どもの心理アセスメントを適切に実施できるよう、検査道具以外に物がなく、刺激の少ない静かな部屋とする。	5
	心理療法室	通所する子どもと箱庭や玩具等を活用して面接する。	1
	司法面接室・観察室	虐待や性暴力を受けた子どもに対し、児童福祉司・児童心理司・警察官・検察官等の代表者が被害事実確認面接を行う。司法面接室と観察室の間にマジックミラーを設置。	1
	医務室	児童精神科医、小児科医と子どもや親子が安心して面接できる静かな空間で、医師が必要とする設備(机、イス、診察ベッドなど)がある。	2
	倉庫		適所
エントランス	授乳室	来所者用。	1
	待合室(スペース)	来所者用待機スペースとともに、子どもの遊びスペースがある。(エントランスホールに含む)	
	エントランスホール	風除室、待合室スペース含む。	

■一時保護エリア

	室名	用途等	室数
管理ゾーン	事務室	事務室内の個人情報が見えないよう配慮。 職員間で協議できるスペースを確保。 記録等の書類を管理するための棚を設置。 個別対応ゾーンに近接。	1
	面接室1～4	入所中の子どもと、担当児童福祉司や児童心理司、児童指導員・保育士や心理療法担当職員、アドボケートなどとの個別面接に利用。	4
	給湯室		1
	職員用更衣室		3
	職員用 WC		3
	倉庫	子どもや職員の動線に沿った場所に保管する倉庫を複数配置。	適所
	医務室	小児科医による子どもの健康観察、診察。看護師による応急処置等で利用。 子どもが服薬する薬を管理。	1
	洗濯室	定員 30 名の子どもの衣類を洗濯できる洗濯・乾燥機を設置でき、洗濯スタッフが休憩できるスペースがある。 子どもの居住エリアから職員が衣類を運ぶ動線に配慮。 リネン庫を含む。	1
	厨房関連	調理室、検収室、食品保管庫、調理委託業者スタッフ用 WC・更衣休憩室を含む。	1

	児童所持品保管室	児童の所持品を一時的に預かり保管するスペース。	1
幼児ユニット	幼児居室	1室幼児3人の2室・ダイニング・リビング・簡易キッチンと、洗面3・WC3がある。安全で家庭的な設えとする。	2
	幼児用脱衣室、浴室	居室に隣接して浴室にはシャワーを設置。安全で家庭的な設えとする。	1
	幼児用プレイルーム	床材はクッション素材で床暖房。洗面2、WC2を設置。安全で家庭的な設えとする。	2
	幼児用静養室	感染症等の際に幼児を隔離。職員の目の届く場所に設置し、安全で家庭的な設えとする。	1
	幼児居室職員夜勤室	幼児居室を担当する職員の夜勤室。幼児居室に隣接。他のユニットとの連絡用内線電話を設置。	1
学齢児ユニット	居室	1ユニット6人。 男子2ユニット、女子2ユニット。 各ユニットは、個室(ベッド・机・テレビ設置)4室と2人部屋1室、ダイニング・リビング・簡易キッチンと、洗面3・WC3で構成。 安全で家庭的な設えとする。	4
	各ユニット事務室	男子ユニット・女子ユニット事務室。 事務室や他のユニットとの連絡用内線電話を設置。	2
	各居室担当職員夜勤室	各ユニット担当職員の夜勤室。 他のユニットとの連絡用内線電話を設置。	4
	脱衣室・浴室	個別の浴室ユニット6室。(男子3室・女子3室)	6
日中活動ゾーン	小学生用学習室	教室形式の机、いす、教材を保管するロッカーを配置。	1
	中学生用学習室	教室形式の机、いす、教材を保管するロッカーを配置。	1
	多目的室	学習以外の集団活動や小集団の余暇活動、個別活動など、日中子ども一人ひとりのニーズに応じて自由に活動できる空間とする。	2
	体育館	ミニバスケットやバドミントンができる高さを確保。器具庫を併設。専用トイレ含む。	1
	園庭又は屋上園庭	一時保護中の子どもが利用する屋外スペース。	
個別対応ゾーン	静養室	感染症拡大防止のため専用トイレ、シャワーを設置。	2
	個別支援居室	集団生活において支援困難な子どもの居室のため、専用トイレ、シャワーを設置。静養室に隣接。	2
	多目的居室(静養室・LGBT 対応)	感染症拡大防止のため専用トイレ、シャワーを設置。	2

(4)施設規模

(3)の「所要室の構成」をもとに算定した施設の規模は以下の通りであり、延床面積は約 4,500 ㎡の2階建ての施設を想定しています。

図表 33 各エリアの想定面積

		所要室 (㎡)	共用スペース (㎡) 所要室×0.5	延べ床面積 (㎡)
相談部門	管理エリア	860	690	2,060
	相談エリア	100		
	専門的ケアエリア	300		
	エントランス	110		
		1,370		
一時保護施設	管理ゾーン	450	790	2,360
	幼児ユニット	160		
	学齢児ユニット	500		
	日中活動ゾーン	360		
	個別対応ゾーン	100		
		1,570		
合計		2,940	1,480	4,420

※所要室等の面積は端数を処理しているため、概数となっています

(5)所要室配置・動線計画

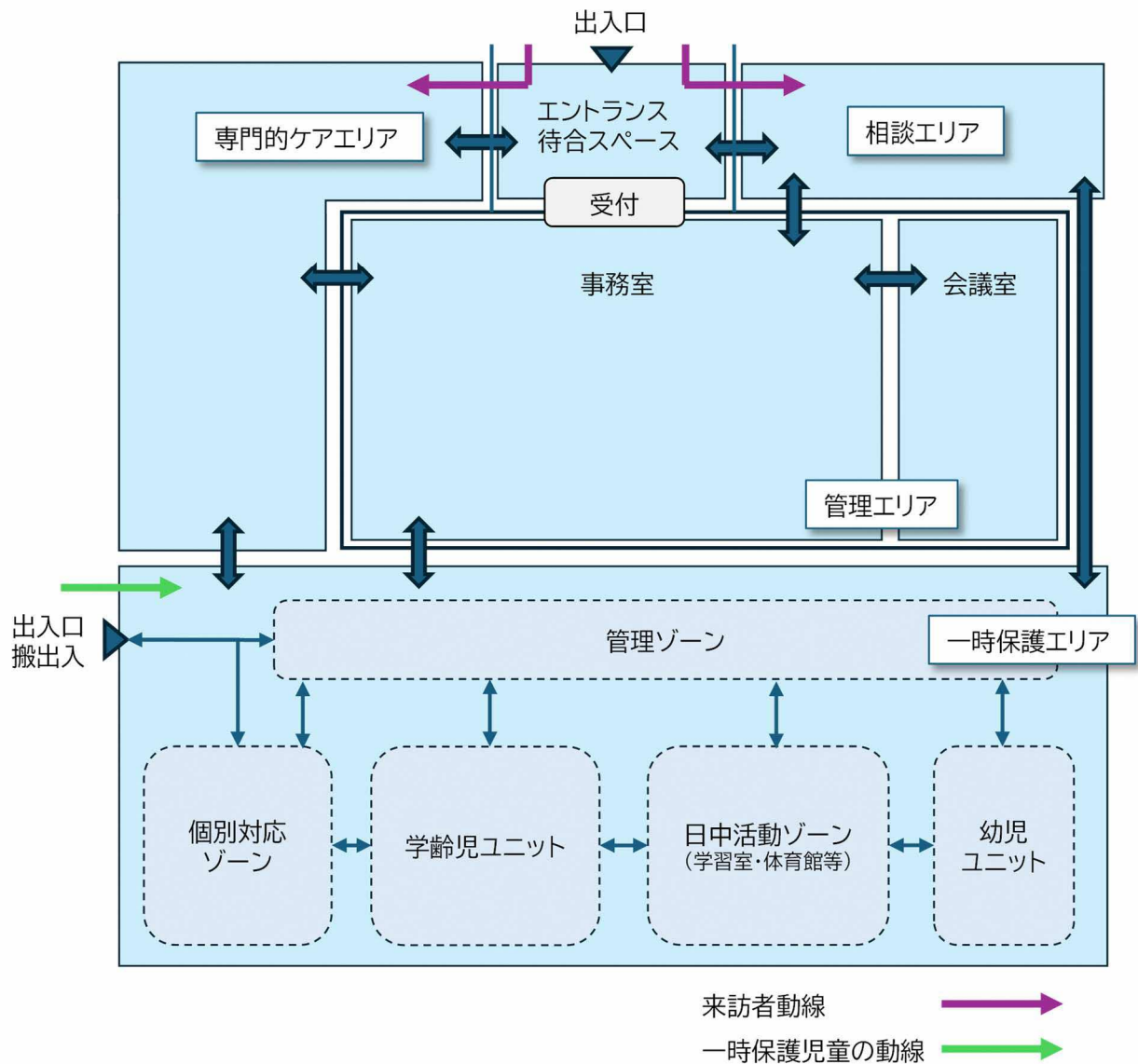
駐車場からアクセスしやすい場所に出入口(正面玄関)を設け、待合スペース等のあるエントランスを配置します。事務室はエントランスと隣接して配置し、事務室内で受付ができるようにします。また、エントランスと相談エリアや専門的ケアエリアの間の扉はスマートロックとし、来訪者が自由に立ち入ることができないようにします。

事務室からは、職員が相談エリアや専門的ケアエリア、会議室等の各諸室にアクセスしやすい動線となるよう工夫するとともに、一部の相談室は、事務室からも出入りができる計画とします。

一時保護中の子どもの生活動線と食材等の搬出入動線は一時保護施設に直接出入りができる出入口をそれぞれ設けます。

子どもの居室等のある「ユニット」と日中活動ゾーンは、子どもが行き来しやすいよう動線に工夫するとともに、管理ゾーンは一時保護中の子どもが職員に声をかけやすく、職員も子どもを見守りやすいよう、子どもの生活ゾーンに近接させて配置します。なお、個別対応ゾーンは出入口から直接アクセスできる動線を確保します。

図表 34 所要室配置・動線計画の考え方



- 管理エリア:相談部門の職員の事務室や、会議室、職員用のトイレ、更衣室、休憩室、倉庫等で構成
- 相談エリア:来所者の相談を受けたり、面接を行う相談室で構成
- 専門的ケアエリア:療育手帳の判定等を行う心理検査室やプレイルーム、医務室等で構成
- 一時保護エリア:一時保護された子どもが生活するエリア

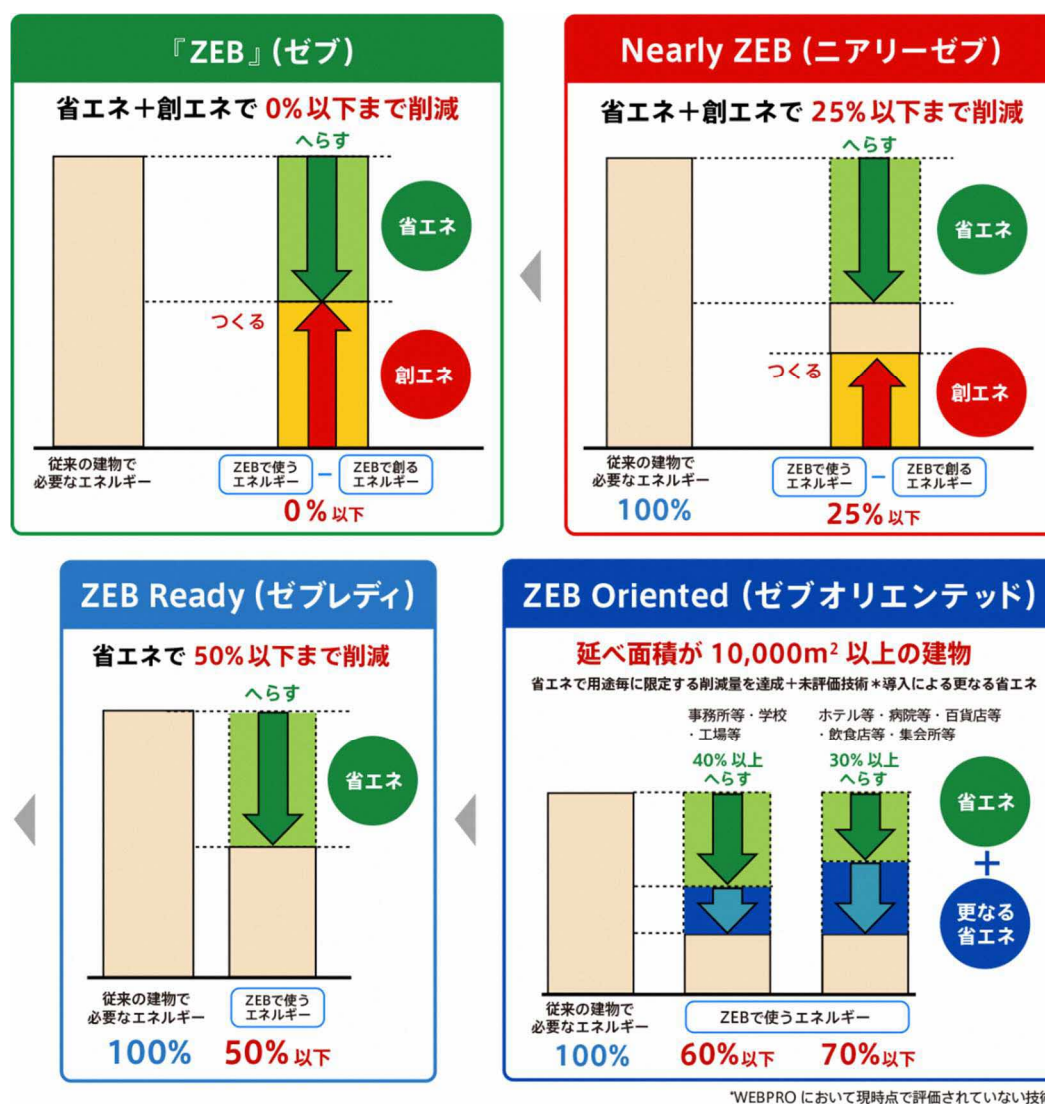
3. 環境への配慮

(1)ZEB 化

ZEBとは、Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称であり、快適な室内環境を実現しながら、省エネと創エネにより、「建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物」を指します。

地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画においては、政府の施設に関して「今後予定する新築事業については(中略)、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Readyとなることを目指す」としています。本市においても、「枚方市地球温暖化対策実行計画」等で、新築する市有建築物は、ZEB化を検討することなどを主な施策として掲げています。

図表 35 ZEB の定義



出典:環境省 HP

児童相談所の整備においても基本設計段階において以下のような検討を行っていく予定です。

図表 36 ZEB 化に向けた検討事項

パッシブ技術 (エネルギーを減らす)	・省エネ基準に合致した外壁や断熱材の厚さを増すことによる断熱性能の確保 ・複層ガラス、Low-Eガラスの採用による断熱性能の確保 ・日射遮蔽のための庇やブラインドの採用 ・自然採光のためのトップライトやライトシェルフ、光ダクトシステム等の導入 ・雨水の雑用水への再利用 ・トイレへの再生水の利用 ・BEMS導入によるエネルギー使用状況の見える化
アクティブ技術 (無駄なく効率的に使う)	・個別空調方式の採用 ・高効率空調設備の導入 ・インバーター制御やCO2感知センサーを用いた換気設備の採用 ・ヒートポンプ式給湯器の採用 ・高効率LED照明の採用 ・照明の明るさセンサーや人感センサーの採用 ・トップラナー基準の変圧器の採用

(2)ライフサイクルコスト

LCC(Life Cycle Cost)とは、設計・施工工事費などのイニシャルコストと、運営管理費や光熱水費、改修・修繕費などのランニングコストを含めた建築物に係る全ての費用のことです。

LCCを抑えることは、建物の持続的な運用や環境負荷の低減に直結するものであり、長寿命で耐久性の高い材料・機器や更新や修繕が簡単な仕様の採用、水光熱費を抑えられる素材や設備等の導入等、設計段階での総合的な取組を行う必要があります。

基本設計・実施設計の段階において、省エネルギー対策や運営管理の効率化、適切なメンテナンス計画等によるLCCの低減について検討していきます。

4. 概算事業費

(1)概算事業費

本施設の整備に関する施設整備費は、工事費・設計費が約34億円であり、その他、備品購入費・初度調弁費を算定した結果、約36億円程度となる見込みです。

なお、施設整備費は現時点での概算であり、今後さらに具体的な検討を進めていく中で変更となる可能性があります。

(2)国の補助制度等の活用

児童相談所及び一時保護施設の整備にあたり、活用可能な国庫補助金及び市債は下記のとおりです。

図表 37 国の補助制度等の概要

名称	内容	地方交付税措置
児童相談所		
【市債】 施設整備事業(一般財源化分)	対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額の100%	元利償還金の 70%
【市債】 一般単独事業	90%	元利償還金の 50%
一時保護施設		
【国庫補助金】 次世代育成支援対策施設整備交付金	国が定める交付基礎額と、対象経費の実支出額と総事業費から寄附金等の収入額を控除した額とを比較して少ない額に2分の1を乗じた額を比較して少ない方の額（※令和2年以降交付基礎額を2倍にする特例措置あり）	
【市債】 一般補助施設整備等事業	90%	元利償還金の 50%

5. 事業手法

新たに整備を行う児童相談所及び一時保護施設について、事業期間及び事業費の規模等から「枚方市PPP／PFI手法活用優先的検討の基本方針」に基づくPPP／PFI手法の優先的検討の対象となりますが、児童相談所は、児童虐待等への対応にあたり、一時保護や措置といった強力な行政権限を行使する機関であり、設置及び運営は、都道府県、政令指定都市及び政令で定める中核市・特別区が行うものと法令で定められているため、運営を民間業者に委ねることはできません。

また、一時保護所を併設した児童相談所単独の整備に係るPFI方式の導入事例はなく、国が定める児童相談所運営指針や一時保護施設の設備及び運営に関する基準等に基づいた整備が求められるため、設計や建築面における民間事業者の裁量の余地が小さいことなどから、本事業の整備にあたっては、PFI 手法ではなく「従来型」「基本設計先行型 DB 型」「設計施工一括型 DB 型」による事業手法を検討しました。以下のとおり、比較検討の結果●●が適切であることから、事業手法は「●●」で検討します。

図表 38 事業手法の比較検討

	従来型	基本設計先行型 DB	設計施工一括型 DB
概要	基本設計・実施設計・建設を個別に発注する方式	基本設計後に、実施設計と施工をまとめて発注する方式	基本設計・実施設計、施工を一括で性能発注する方式
事業期間			
市の意向反映			
民間ノウハウの活用			
コスト縮減			
交付金等による財政的負担の軽減			
事業者参画			

令和8年度より他自治体の児童相談所に職員を計画的に派遣し、定期的に職員同士が学び合う機会を設けます。

③児童相談所の運営や具体的な業務手順等の検討

本市の児童相談所の設置により、まるっとこどもセンターとの役割分担と連携手法、児童相談所の通告受理や相談受付後の具体的な対応手順、一時保護施設における子どもへの具体的な支援内容など、様々な児童相談所の業務について実際の動きを踏まえて検討し、職員が理解して取り組めるようにわかりやすく文書化していく必要があります。

④高い専門性を有する民間団体との連携

まるっとこども家庭センターで取り組む支援プログラムに加え、子どもの行動の背景を理解できるトラウマインフォームドケアやトラウマケア、保護者の養育行動の変容を支援する認知行動療法など、保護者支援を専門的に行う民間団体や専門家と連携した支援体制を検討します。

⑤外部の専門機関による第三者評価受審による質の向上

児童相談所の適切な運営や支援の質の向上を図るため課題を明確にできるよう、客観的かつ専門性の高い第三者機関による第三者評価の受審を検討します。

(2)子どもの権利擁護

①子どもの意見聴取等措置

令和5年度より、児童相談所職員に対し、子どもにとって大きな影響を与える一時保護や里親委託・施設入所等の措置、在宅指導に先立って、子どもの意見を聴取することが義務付けられました。子どもの最善の利益を考慮するため、子どもへの説明、子どもからの意見聴取、記録作成、援助方針への子どもの意見や意向の考慮・反映、子どもへのフィードバックの取り組みが求められています。

子どもの意見・意向を踏まえたパーマネンシー保障が実現できるよう、職員研修を計画的に実施します。

②子どもの意見表明等支援

子どもの意見表明権の保障を目的に、子ども自身が実現したいことを考え、周囲に説明できる(セルフアドボカシー)ように支援する意見表明等支援員(アドボケート)と協働できるよう、民間団体との連携を検討します。

③子どもの権利擁護に関する審議

子どもの一時保護や施設等への入所の措置、措置中の支援等に対する子どもの意見や意向についての調査審議・意見具申を行うよう、子どもの権利擁護に係る環境を整備することが義務付けられています。児童相談所設置に合わせ、審議会のあり方についても検討します。

(3)児童相談所とまるっとこどもセンターの情報共有等

①共通の児童相談システムの構築

子どもと家庭への一貫した支援を実施するため、子ども見守りシステムによる情報共有を進めるとともに、支援の進行状況を共有できるようシステムを開発します。また、ICT を活用し、両職員が支援業務に集中できるよう、記録作成業務等について効率化を図ります。

②枚方市子どもの育ち見守り連携会議(要保護児童対策地域協議会)の再構築

児童相談所設置にともない、まるっとこどもセンターと児童相談所の機能分担や、相談の流れについて再構築し、関係機関と共有を図ります。

(4)社会的養育の基盤づくり

これまで様々な事情により家庭から離れ措置される子どもは、枚方市外の乳児院や児童養護施設等で養育されてきましたが、令和8年4月、枚方市内に児童養護施設及び乳児院が新たに設置される予定です。

本市において、毎年度新たに施設入所・里親委託を必要とする子どもは約 40 名程度であることから、一時保護の長期化を防ぎ必要なタイミングで、できる限り市内の施設や里親家庭で生活できるよう確保方策を示す、「枚方市社会的養育体制推進計画」を策定する予定です。

(5)児童相談所設置にともなう大阪府から移譲される事務の整理

本市が児童相談所を設置することにより、児童相談所業務以外に、里親登録に関する事務や療育手帳にかかる判定業務等、以下の各種事務が大阪府から移譲されることになるため、確実に遂行できるよう、大阪府との協議を進めるとともに、児童相談所、まるっとこどもセンター、関係部署の役割の整理を含めて、市としての体制を構築します。

図表 40 府から移譲される事務

	事務の名称	概要	備考
1	児童福祉審議会における調査・審議	子どもの一時保護や施設等への入所の措置、措置中の支援等に対する子どもの意見や意向についての調査審議・意見具申を行う。	
2	里親に関する事務	里親の認定。里親の普及啓発、情報提供、研修。養育里親の名簿の作成。里親の選定および里親と児童間の調整。里親への指示、報告聴取等を行う。	
3	児童委員に関する事務	児童委員の指揮監督及び研修を行う。	既に実施

4	指定療育機関に関する事務	結核罹患児童の医療に係る療育の給付及び給付事務を委託する病院(指定療育機関)の指定を行う。	既に実施
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	小児慢性特定疾病医療費の支給、医療機関の指定等を行う。	既に実施
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費並びに障害児施設医療費の支給を行う。	
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童自立生活援助事業の届出、検査等制限又は停止を行う。	
8	児童福祉施設に関する事務	児童福祉施設の設置認可等を行う。	既に実施 (助産施設・母子生活支援施設、保育所のみ)
9	認可外保育施設に関する事務	認可外保育施設への指導監督等を行う。	既に実施
10	小規模住居型養育事業に関する事務	小規模住居型養育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害児通所支援事業等の届出、検査、制限又は停止を行う。	既に実施
12	一時預かり事業に関する事務	一時預かり事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	既に実施
13	特別児童扶養手当に係る判定事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害児及び重度障害児についての知的障害の認定診断書の作成等を行う。	
14	療育手帳に係る判定事務	18歳未満の方への愛の手帳(療育手帳)の交付にあたり、知的障害の有無や程度について判定し、大阪府知事へ進達する。	
15	障害福祉サービス等情報公表に関する事務	障害児入所施設等、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援事業者の情報公開を行う。	
16	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務	養子縁組のあっせんを行う民間の機関についての許可、指導及び助言、検査、制度周知等を行う。	